

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

【学校法人会計基準】

国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。また、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し所轄庁へ届け出なければならないこととなっています。

【学校法人会計の原則】

①真実性の原則

・・・財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。

②複式簿記の原則

・・・すべての取引について正確な会計帳簿を作成すること。

③明瞭性の原則

・・・財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう必要な会計事実を明瞭に表示すること。

④継続性の原則

・・・会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

【計算書類の種類】

①資金収支計算書（附属内訳表：資金収支内訳表、人件費支出内訳表）

毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出しできる現預金）の収入及び支出のてん末を明らかにするための計算書です。

②活動区分資金収支計算書

資金収支計算書の決算額を次の3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当します。

ア. 教育活動

・・・キャッシュベースでの本業の教育活動の収支の状況を見ることができます。

イ. 施設整備等活動

・・・当年度に施設設備の購入があったか、財源がどうだったかを見ることができます。

ウ. その他の活動

・・・借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見ることができます。

③事業活動収支計算書（附属内訳表：事業活動収支内訳表）

毎会計年度、当該会計年度における3つの活動（教育活動、教育活動以外の経常的な活動、前に掲げる活動以外の活動）に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除し当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするための計算書です。学校法人の経営状況が

健全であるかどうかを示すものです。企業会計でいえば損益計算書に相当します。

従前の「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に名称を変更し、経常的及び臨時的収支に区分して、それぞれの収支状況を把握できるようになっています。(学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的としています。)

(1) 教育活動収支

・・・経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見るることができます。

(2) 教育活動外収支

・・・経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見るすることができます。

(3) = (1) + (2) 経常収支

・・・経常的な収支バランスを見るすることができます。

(4) 特別収支

・・・資産売却や処分等の臨時的な収支を見るすることができます。

(5) = (3) + (4) 基本金組入前当年度収支差額

・・・毎年度の収支バランスを見るすることができます。

(6) 前年度繰越収支差額

・・・長期の収支バランスを見るすることができます。

④貸借対照表 (附属明細表：固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表)

当該会計年度末における資産、負債、純資産、それぞれの額を明らかにし、財政状態を表すものです。

【企業会計との違い】

企業会計は、営利の追求を事業目的とし、事業活動の成果と財政状態を表すところにあります。一方、学校法人会計は、特色ある教育理念の基に公共性の高い教育研究活動を遂行することを事業目的とし、その活動の継続性と健全性が求められています。

なお、企業会計における計算書類は、①損益計算書 ②貸借対照表 ③キャッシュフロー計算書からなっておりまます。

資金収支及び事業活動収支計算書の主な勘定科目の説明（共通）

○学生生徒等納付金

授業料、入学金及び施設設備費等の学生から納入されるものです。

○手数料

入学検定料、試験料及び各種証明書発行手数料等の収入です。

○寄付金

用途指定のある寄付金と用途指定のない寄付金からなっています。

事業活動収支計算書には現物寄付（機器備品、図書等）が含まれます。

○補助金

国及び地方公共団体から交付される補助金です。

○資産売却収入

固定資産の売却による収入です。

○付随事業・収益事業収入

寄宿舎等教育活動に付隨する活動に係る事業及び外部からの委託を受けて行う事業等からなるものです。

○受取利息・配当金

預貯金及び有価証券の利息・配当金収入です。

○雑収入

帰属する上記以外の収入を指します。

○人件費

専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費、役員に支払う報酬等です。

事業活動収支計算書には、退職給与引当金繰入額が計上されます。

○教育研究経費

教育研究活動のために支出する経費です。

事業活動費収支計算書には、減価償却額が計上されます。

○管理経費

総務・人事・経理業務及び学生を募集するために支出する経費で、教育研究活動に該当しない支出です。

事業活動収支計算書には、減価償却額が計上されます。

○借入金等利息

借入金及び学校債による利息の支払いをいいます。

資金収支計算書のみの主な勘定科目の説明

○借入金等収入

借入金及び学校債による収入をいいます。

○前受金収入

翌年度分の学生生徒等納付金が当該年度に納入された収入をいいます。

○資金収入調整勘定

当該年度の活動に入るべき前年度以前の収入及び翌年度以降の収入とされる資金を調整する勘定科目です。

○借入金等返済支出

借入金及び学校債の返済をいいます。

○施設関係支出

土地の取得、建物等の建設やそれに附屬する電気、給排水、空調等の係る費用も含まれます。建設仮勘定とは建物等が完成するまでの支出をいい、完成した後に該当科目に振替えます。

○設備関係支出

教育研究用の機器備品、総務・人事・経理業務において使用する機器備品、図書及び車両等の支出をいいます。

○資産運用支出

有価証券の購入、引当特定資産への繰入等の支出をいいます。

○資金支出調整勘定

当該年度の活動に入るべき前年度以前の支出及び翌年度以降の支出とされる資金を調整する勘定科目です。

事業活動収支計算書のみの主な勘定科目の説明

○資産売却差額

資産を売却した際に、その収入が帳簿残高を超える場合に、その超過額を計上したものです。

○資産処分差額

資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合に、その超過額を計上したものです。また、除却及び廃棄等の処分をした建物、機器備品等の帳簿残高です。

○徴収不能額等

未収入金のうち、回収不能と判断した場合に計上します。

○基本金組入額

学校法人が教育研究等の諸活動の計画に基づき必要な資産（校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金など）を継続的に保持するために維持すべきものとして事業活動収入のうちから組み入れた金額です。

基本金には第1号基本金から第4号基本金まで4種類あります。

第1号基本金：規模の拡大や設備の充実のために支出した金額。

第2号基本金：規模拡大や設備の充実のために将来取得する固定資産の取得に充てる金額。

第3号基本金：基金として継続に保持し、その運用果実を奨学基金に充てる。

第4号基本金：経常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣が定める額。（1か月分のランニングコストを基本金として算定している。）

貸借対照表の主な勘定科目の説明

○有形固定資産

1年を超えて使用される有形の資産で、土地、建物、備品等の期末帳簿価額です。

○特定資産

各種引当特定資産をいいます。

○その他固定資産

ソフトウェア、電話加入権、有価証券等をいいます。

○流動資産

現金預金、未収入金等をいいます。

○固定負債

退職給与引当金等をいいます。

○流動負債

未払金、前受金、預り金等をいいます。

○繰越収支差額

事業活動収支計算書による当年度収支差額の累計額です。